

(改正後全文)

雇児発第0330008号

平成17年3月30日

【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号

【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号

【一部改正】平成22年6月4日雇児発0604第2号

【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第2号

【一部改正】平成24年4月5日雇児発0405第12号

【一部改正】平成25年6月7日雇児発0607第1号

【一部改正】平成30年12月13日子 発1213第3号

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について

近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケア（養育）には、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。

このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙のとおり、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。

おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱

1. 目的

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）において、小規模なグループによるケア（養育）を行う体制を整備することにより、児童養護施設等のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。

2. 対象施設

児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。

3. 対象となる子ども

小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。

4. 人数

小規模なグループによるケア単位の定員は、施設の種別に応じ、原則として次のとおりとする。

- ① 児童養護施設 6人以上8人以下
- ② 乳児院 4人以上6人以下
- ③ 児童心理治療施設及び児童自立支援施設 5人以上7人以下

5. 設備等

- (1) 小規模なグループによるケアは、各グループにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等（乳児院にあっては、寝室及び対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等、浴室、便所等の必要な設備）を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。

ただし、乳児院はその特性や役割に十分留意する必要があるため、①夜間は間仕切りを空けたり、子どもを一部屋に集めて複数グループで一緒に就寝させるなどの運営が可能であること、②隣り合った2グループで台所と浴室を共通とすることができること。

- (2) 入所している子どもの居室（乳児院にあっては寝室）の床面積は、施設の種別に応じ、次のとおりとすること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。

- ① 児童養護施設 1人当たり4.95㎡以上（乳幼児のみの居室については3.

3㎡以上)

② 乳児院 1人当たり2.47㎡以上

③ 児童心理治療施設及び児童自立支援施設 1人当たり4.95㎡以上

(3) 小規模なグループによるケアは、①本体施設の敷地内で行うものと②本体施設の敷地外においてグループホームとして行うもの（以下「分園型小規模グループケア」という。）とがあること。

6. 職員

小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として各グループにつき児童指導員又は保育士（児童自立支援施設にあっては、児童自立支援専門員又は児童生活支援員）1名及び管理宿直等職員（非常勤可）を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

なお、管理宿直等職員は、管理宿直を行う職員の配置のほか、繁忙時間帯の家事支援を行うパートタイム職員の配置にも活用できるものであること。

7. 運営に当たっての留意事項

(1) 児童養護施設及び乳児院については、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアといった小規模かつ地域分散化された施設への移行に努めること。

(2) 小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グループによるケアの位置づけを明確にすること。

(3) 分園型小規模グループケアについては、本体施設の職員等との連携が可能な場所において実施する必要があること。また、特に、地域における近隣関係については、子どもは地域において育成されるという観点に立ち、積極的に良好な関係を築くよう努めること。

(4) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、入所している子どもにも説明を行うなど、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）民生主管部

(局)長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。

- (1) 当該施設において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 1 本体施設について、小規模グループケアを6か所まで指定できること。
ただし、分園型小規模グループケアについては、この限りではない。
- (3) (2)において小規模グループケアを3か所以上指定する場合は、次の①及び②のすべての要件を満たすものとする。
 - ① 次の内容を含む小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。
 - ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。
 - イ 児童養護施設にあっては本体施設の敷地内で行う小規模グループケアの定員の合計を45人以下とし、乳児院にあっては本体施設の敷地内で行う小規模グループケアの定員の合計を35人以下とする。
 - ② 本体施設に入所する子どもの里親への養育委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。
- (4) 次の場合には認められないこと。
 - ① 居室(乳児院にあっては寝室)がないもの
 - ② 居間・食堂などの交流スペースがないもの(乳児院にあっては、対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等がないもの。ただし、寝室とはほふく室等を同一の部屋の中に仕切りを設けて適切に設置することは差し支えない。)
 - ③ 居室・居間(食堂)はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの(乳児院にあっては、浴室、便所等の設備が必要となる子どもを対象とする場合に当該設備が欠けているもの)
 - ④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備(親子生活訓練室等)を転用するもの
 - ⑤ 小規模グループケア全体で対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が5人(乳児院にあっては3人、児童心理治療施設及び児童自立支援施設にあっては4人)を下回っているもの
 - ⑥ グループごとに玄関がないもの。ただし、平成30年3月31日以前に設置された小規模グループケアについては、この限りではない。
- (5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

別紙様式1

文 書 番 号
平成 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印
児童相談所設置市

平成 年度小規模グループケア実施状況について

標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の別紙に定める「9 施設の指定等」に基づき報告する。

1 平成 年度末小規模グループケア実施状況

施設種別	所管施設数	小規模グループケア 実施施設数	指定グループ数
児童養護施設			
乳児院			
児童心理治療施設			
児童自立支援施設			

2 平成 年度末小規模グループケア実施施設一覧 ……別紙

